

遊佐町告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第540回遊佐町議会臨時会を令和2年10月15日遊佐町役場に招集する。

令和2年10月9日

遊佐町長 時田 博機

第540回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年10月15日（木曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※補正予算の審議及び採決

日程第 3 議第74号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）

※事件案件の審議及び採決

日程第 4 議第75号 小中学校学習用タブレット端末の取得について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 本 | 間 | 知 | 広 | 君 | 2番 | 那 | 須 | 正 | 幸 | 君 | |
| 3番 | 佐 | 藤 | 俊 | 太 | 郎 | 君 | 4番 | 佐 | 藤 | 光 | 保 | 君 |
| 5番 | 齋 | 藤 | | 武 | 君 | 6番 | 松 | 永 | 裕 | 美 | 君 | |
| 7番 | 菅 | 原 | 和 | 幸 | 君 | 8番 | 赤 | 塚 | 英 | 一 | 君 | |

9番 阿部満吉君 10番 高橋冠治君
11番 斎藤弥志夫君 12番 土門治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 町長 | 時田博機君 | 副町長 | 本宮茂樹君 |
| 総務課長 | 堀修君 | 企画課長 | 高橋務君 |
| 産業課長 | 佐藤啓之君 | 地域生活課長 | 畠中良一君 |
| 健康福祉課長 | 中川三彦君 | 町民課長 | 高橋晃弘君 |
| 会計管理者会長 | 佐藤光弥君 | 教育長 | 那須栄一君 |
| 教育委員 | 高橋善之君 | | |

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤廉造 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口 めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第540回遊佐町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、

赤塚英一議員、9番、阿部満吉議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第540回遊佐町議会臨時会の運営について、本日午前9時15分から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定したので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日10月15日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成を行い、次に補正予算1件、事件案件1件を一括上程し、休憩に入り、各常任委員会を開催したいと思います。

午前11時から本会議を再開し、補正予算1件、事件案件1件の審議及び採決を行い、第540回臨時会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第4まで、議第74号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第75号 小中学校学習用タブレット端末の取得についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第74号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）について。本案につきましては、新型コロナウイルス感染防止に資する対策として、地域医療供給支援事業や介護・障がい福祉サービス体制維持支援事業などに要する事業費をはじめ、山形県との連携による新生児子育て特別応援支援事業費など、切れ目ない支援を実施するため補正するとともに、緊急性に鑑み諸般の予算を増額計上した結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を117億7,800万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方創生臨時交付金などの国庫支出金で5,103万6,000円、県支出金で840万2,000円、町税で9,300万円、地方交付税で756万2,000円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で1億6,000万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出について申し上げますと、総務費で9,400万円を増額、民生費で1,366万4,000円

を増額、衛生費で450万円を増額、商工費で4,023万6,000円を増額、土木費で760万円を増額、歳出補正総額で1億6,000万円を増額計上するものであります。

議第75号 小中学校学習用タブレット端末の取得について。本案につきましては、遊佐、蕨岡、高瀬、吹浦、藤崎小学校及び遊佐中学校で使用する学習用タブレット端末計741台を新規に取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

以上、補正予算案件1件、事件案件1件についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 常任委員会が終了するまで、本会議を休憩いたします。

（午前10時09分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時04分）

議長（土門治明君） 補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第3、議第74号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、私のほうから質疑をさせていただきたいと思っております。

概要書のほうを御覧いただきますと、歳出のほうであります。土木費の中で除雪ドーザリース料、これが260万円補正で上がっておりますけれども、ドーザは多分購入したはずなのですけれども、その辺の内容をちょっと伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

除雪機械のリース料でございます。内容でございますけれども、この9月、先月でございますけれども、業者所有の除雪機械につきまして、老朽化によりまして修繕経費に多額の経費がかかるということで、修繕できないのだということで業者さんのほうからお話をいただいております。オペレーター、運転手につきましては業者さんのほうで準備できますので、町のほうから除雪機械を貸与させていただきたいということでご相談を受けたところでございます。今これから除雪機械の購入に係る予算をいただいたとしまし

ても今期の購入には間に合わないということをごさいます、今シーズンは緊急的に除雪機械をリース貸与したく、補正をお願いするものごさいます。

なお、リースする除雪機械につきましては、11トン級ドーザを12月から3月までの4か月間予定してごさいます。

以上ごさいます。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今ご説明がありましたけれども、この除雪ドーザですけれども、町のほうではいろいろと購入もしていましたが、今回こういう形で、リース料という形で上がったのですけれども、今後もまだ引き続きこういった形で、業者さんのほうでできないという形で、町のほうで買ってお貸しするような形が出てくるのか、その辺のところも伺っておきたいので、よろしくお願いたします。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

町のほうでは、毎年除雪シーズン後におきまして、全業者より除雪作業に関わります実施状況調査を行ってごさいます。その中で、自社機械を使用している業者へ、今後除雪機械が経年劣化等によりまして使用不可能になった場合の更新についても確認してごさいます。その結果ごさいますけれども、昨年度の結果ごさいます。自社機械を使用している6業者ごさいますけれども、その6業者のうち3業者につきましては、今後老朽によりまして町のほうから貸与をお願いしたいということで回答をいただいてごさいます。貸与希望ある3業者のうち、1業者につきましては今期より貸与を希望してごさいましたので、町のほうでは今年度予算いただきまして、新たに1台購入し、貸与の準備してごさいます。

今後ごさいますけれども、町で貸与することになります業者につきましては、今回リースで対応させていただき業者さんの分と、今後ご要望が来るであろう1社の2業者分の2台が今後貸与希望になってくるのかなというふうに想定してごさいます。

以上ごさいます。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今ご説明がありましたけれども、今後2台がまたそういった形で上がってくるということでありましたので、今後はまたそのドーザの購入を考えなければならないということなのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

町の更新機械も予定してごさいましたけれども、来年度このような形で今シーズンリースしますので、このリースした分について来年度と振興計画等に計上させていただきまして、購入計画ということごささせていただきますというふうに考えてごさいます。後にもう一台増強等、更新等計画ごさいますので、こちらにつきましても今振興計画の計画でごさいますけれども、計画に上げさせていただきます、計画的に更新または増強という形で除雪機械の整備を図っていきたいというふうに考えてごさいます。

以上ごさいます。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） またドーザの購入がかかるということで承諾をいたしました。

もう一つ、その下の住宅費の定住促進住宅建設整備支援事業補助金の中の500万円という形で上がっておりますが、その内訳をお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

増額補正500万円の内訳でございます。こちらにつきましては定住支援金ということで、新築住宅等への支援金の予算でございます。9月末現在での受付件数でございますけれども、併せまして現在ご相談受けている件数、合計でございますけれども、新築につきましては19件支出予定になってございます。受付予定になってございます。支援金の額が2,560万円。また、中古住宅取得、こちらも予定も含めると2件の受付の予定になってございます。こちらの支援金が280万円でございますので、合計2,840万円になってございます。当初予算が3,000万円いただいておりましたので、予算残額が160万円ということになってございます。

今後の下半期の見込みでございますけれども、過去年、平成30年度と令和元年度の2か年の平均から見込額を立ててみますと、新築が4件の400万円、中古住宅が3件の122万5,000円、合計が522万5,000円ということでございまして、このコロナ禍の中での需要に対応するため、過去年の実績に見合う500万円の補正をお願いしたいということで計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今ご説明がありまして、承諾をしたところであります。このコロナ禍の中でも、今町内は建築が結構目立ってまいりました。本当に職人の皆さんにとってはとてもよいことではないかなと思っております。また、建物が増えたりすることによってまた税収も上がってくるということで、ぜひ今後とも素早い対応ができるような形でよろしくお聞きしたいと思います。

質問終わります。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

1番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 私のほうからも質疑したいと思います。1点であります。

私も概要書のほうでいきますけれども、町税のほう、固定資産税9,300万円、同額がその他の歳出で町税過年度過納金等還付金ということで同額になっておるのですが、資料もございまして、令和元年度時点で所有者と納税義務者に誤りがあった人の分ということになっております。これ制度が変わってそのまま、要は誤りということでありますので、認識がどこか間違っていたということなのでしょうけれども、制度が変わった時点での対応が間違っていたというところでこういうことが起きたのか、要はこういうことがなぜ起きたのかというところをちょっと説明お聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えいたします。

この所有者と納税義務者の関係に誤りがあったというのは、制度がというよりも解釈の違いによりまして、本来所有者が納税義務者になる、また所有者が亡くなられた場合にはその相続人全員が納税義務者と

てなりまして、その代表の方という形にするのが本来だったのですが、それを納税義務者代表の方をその納税義務者が持っているものと一緒にした形での所有者という考え方をしてしまったということから生じたものでございます。これは、昨年の発覚した時点での全員協議会でも1度説明したものでございます。令和元年度に発覚したということで、昨年度地方税法にのっとりまして過去5年分をお返ししたいのだという説明をさせていただきました。それで、その時点での件数がおおよそ5,000件の還付充当があり得るだろうということで想定をしたものでございます。そうしますと、どうしても昨年、元年度中だけでは終わり切れないということで、昨年は現年度分だけを処理させていただきました、今年度に入りましてから過年度分を処理しようということをお願いするものでございます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 分かりました。やっぱりそういうことだったのかと。今、地方税法において過去5か年分という話がありましたが、これは法律上そういうことですよということなのでしょうが、要は遡っていけば恐らくこういうことがずっとあったのだらう。要はプラ・マイがゼロでありますので、解釈の違いということなので、そんなに問題になるのかならないのかということもあるのですけれども、要は制度上、法律上でいくと5年分だという認識でいいでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

地方税法上、町で特別に要綱を定めておれば、ほかの市町であれば10年とか20年とかというところもありますが、遊佐町としてはそういった特別な定めをしておりません。その関係で5年ということでのお返しすることになっております。ただし、令和元年度に分かったものにつきまして、というのも令和元年度でこういう誤りが分かったものがまだ完全に把握できていないもの、もう既に令和元年度には所有者と納税義務者が同一になっていって分からなかったと。平成30年以前には所有者と納税義務者が違っているのに一緒になっていたというようなものがまだありますので、その辺含めてその方々に対してのどうしても一部お返ししなければならない額、単位は小さいのですけれども、本当に100円ですとか、200円ですとか、全く動きがないとか、そういった方もいっぱいいるのですけれども、そういったものをお返しするために今回、特に今年度に入っても、もう既に5年前という平成28年になってしまいますので、平成27年分が処理できなくなると、そういったこともありますので、昨年度要綱を定めまして、この納税義務者の誤りにつきましては納税義務者の誤りを正すまでの間、平成27年度分までは平等にお返しするようということで要綱を定めさせていただきました、今後まだ今年度でも多分終わりません。まだ来年度以降も、もう一、二年続くのではないかとこのように考えております。また、量によってはそれ以上に延びることも考えられますが、あくまでも平成27年度まではお返しするものはお返ししていこうということで、特例要綱を定めさせていただいて処理する予定でございます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 分かりました。現在も進行中という認識でおります。まだまだ完了はしていないのだと。その線引きとしては、平成27年度分からの金額ということで修正、見直しをしているということで認識をいたしました。

以上で終わります。

議長（土門治明君）　これで1番、本間知広議員の質疑は終了いたしました。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君）　6ページの児童福祉費の件についてお尋ねします。

報償費として555万円、説明が新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金という名目でございますが、これについてのご説明お願いいたします。

議長（土門治明君）　中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君）　お答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金給付事業でございます。これは、この新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中の子供の居場所を確保という社会的要請の下、その業務に従事している児童関係施設職員に対しまして、山形県で慰労金を支給することになったということでございます。本町では交付業務を県から受託をして、児童関係施設職員へ支給を行うという事業であります。対象施設において、令和2年4月1日から6月30日までに10日間以上勤務し、利用者との接触を伴い、かつ継続して提供することが必要な業務に合致する職員が対象となっております。町立保育園、それから町内の認定こども園、それからあとは小規模保育事業所、あとは放課後児童クラブ、合計111名を予定しているところでございます。対象となる職員1人当たり5万円を1回限り支給をするということで、これらの支給をする業務を県の方から受託をするということでございます。

議長（土門治明君）　3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君）　今のご説明分かりました。111名、1人につき5万円というご説明ですが、これはあくまでもその施設に勤務している方であり、町に居住をしているという、そういう制限というものはないというふうに理解してよろしいでございますか。

議長（土門治明君）　中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君）　居住に対する要件はないということで聞いてございます。

議長（土門治明君）　3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君）　分かりました。

関連でちょっとご質問したいのですけれども、最近このコロナに関しましてPCR検査という言葉が出てまいります。当町でのPCR検査を受けた方というのがあるのかどうなのか、これを把握しているかお尋ねいたします。

議長（土門治明君）　堀総務課長。

総務課長（堀　修君）　お答えをいたします。

町内の方で、その疑いがあるPCR検査を受けたという情報までは得ております。ただ、全て陰性であったという報告を受けてございます。

議長（土門治明君）　3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君）　PCR検査を受けられた方が町在者でいらっしゃるというお答えでした。ちなみに何名の方が受けられたか、把握されていますでしょうか、お答えください。

議長（土門治明君）　堀総務課長。

総務課長（堀　修君）　お答えをいたします。

そこまでの情報は得ていないということでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

議長（土門治明君） これで3番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたしました。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 商工費、商工振興費、委託料、プレミアム付き商品券についてお尋ねします。

使用の店舗が前回のあれのときから広がりがまして、前まで行っていたプレミアム付き商品券等使える店舗が、例えばJ Aとかそういうふうに広がったわけですが、その影響がとてもあって人気を呼んでいるということがあると思うのですが、今までの分でどれくらいの比率で使われているのか、町に事業所のあるところ、それからそれ以外の町外のそういう大きな店舗、そういったところでどういうふうに使われているかという分析はしていますか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

実は夏に交付している分については、10月4日、今月の4日まで使用期限でございまして、その換金作業が今日までということになってございます。ですので、あした以降にどういう事業所で換金されているか判明いたします。そういう情報につきましては、ちょっと店名は出せませんが、議会のほうには後ほど提出をさせていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 要するにこういうふうなことで予算に上げられて、その原資は税金であるわけです。ですから、大きく見れば所得の再配分になるわけです。再配分になるわけですよね、こういったふうにはプレミアム付き商品券を出すというのは、だから、公平性ということがこれからやっぱり重要になってくると思いますので、この事務の処理をされるときは今後そういった点にも十分配慮して行っていただきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（土門治明君） これで4番、佐藤光保議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第74号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議を行います。

日程第4、議第75号 小中学校学習用タブレット端末の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、阿部満吉議員。

- 9番（阿部満吉君） タブレットにつきましては議会の中でも今後導入に向けて検討しているところでございますけれども、なかなか物がそろわないというようなこともありますので、今回導入できる端末741台については仕様についてちょっとお伺いしたいですし、予算に対しての価格というあたりもお聞きしておきたいと思っております。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答え申し上げます。

今回741台調達いたしますタブレット端末の仕様でございます。機種といたしましては3種類ございまして、いわゆるアイパッドというスマホを大きくしたような、そういうタッチパネルのものとか、あとノートパソコンの画面だけ取り外しができてタッチパネルとして使えるセパレート型、それからノートパソコンを全く反対側にぐるっと回してぺったり背中をくっつけてタッチパネルでタブレットとして使うコンパチブル型の3種類でございます。今回調達する予定でありますのが、このコンパチブル型でございます。見た目はノートパソコンなんですけれども、半分に、通常は90度ぐらいしか開かないのなんですけれども、これを360度ぐるっと回して、裏返した形でキーボードを下にしてタッチパネルで使うということでございます。

OSはグーグルクロームというOSを使いまして、従来よく使われておりますマイクロソフト社のウィンドウズとは違いまして、クラウドと呼ばれております外にアプリとかデータを置いて、本体は非常に軽くして使うと。ネットワークをさらに意識した、そういうOSになってございます。

それから、CPUにつきましては、セロンのN4020ということで、レベルとしてはあまりいいものではないといえますか、安価なものでございます。

あと、メモリーは、4ギガバイト以上ということで指定をしております。

あと、ソフトといたしましては、最低限セキュリティーを維持できるもの、それから1台1台やはり監視のできるもの、例えば子供たちがどういうアプリを開いているのかとか、作業状況がある程度把握できるようなMDMと言われているソフトを主なものとして入れて、学習支援ソフトについては別途購入してインストールするということになってございます。

それから、価格でございますが、この取得予定価格を台数で割りますと約4万8,690円ほどになります。これは国が補助対象基準単価としております4万5,000円に限りなく近づいております、当初こちらとしては予定価格を6万程度に見ておりましたものですから、入札によって1台当たり1万円以上の請け差が出てきているということでもあります。

それから、台数については、納期が年内ということで当初考えておったものですから、今年度の児童生徒数で見っておったのですが、やはり集中しております、年内にはちょっと難しいと。年度内の納期に設定しましたので、児童生徒数を来年4月の児童生徒数にしたところ、人数が若干減っておりますので台数

は減っておるのですが、当初予備機を見ておりませんでしたので、先生方の分ということで予備機を加えまして、15台ほど9月補正の段階よりも多い台数で計上させていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） なかなかウィンドウズ系等になるというような8番議員のお話から聞いて、実質学習用としては不足ないものであるのか。今後これを基礎に上位高校、大学等々、またタブレットに関してはいろいろなアプリがもう主流になっているわけですので、その辺に遜色ないものなのかを、一応当初のもくろみとコロナ禍の関係でいわゆる希望機種がそろわないというようなことがあったのか、その辺も併せて聞いておきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） OSにつきまして申し上げますと、確かにこの機種が3つありますので、OSも3種類に分けられるわけですし、アップル社のものとか、マイクロソフト、それからグーグルと、この3つですが、当初からやはり圧倒的に多いウィンドウズのOSということで考えておったのですが、やはり酒田市のほうといろいろと調整を取りまして、やはり先生方が酒田、飽海管内で異動等あるものですから、指導の際にOSが違となるとやはり新しく来た先生が困惑してもいけないということで、OS機種等については統一したいと。その中で、やはり先生方のICTの担当教員のご意見も伺いまして、グーグルクロームにしようということで、調達方法については特にグーグルだから、ウィンドウズだからということで調達しやすいかどうかということは考えておりませんで、あくまでも指導性を考えた。先生方の指導のしやすいものを選んだということでございます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第75号 小中学校学習用タブレット端末の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第540回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年10月15日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉